

投稿規程（第59巻1号からの新しい規程です。）

1. 日本歯周病学会会誌（以下、本誌）で受け付ける投稿論文は、歯周病学およびそれに関連した領域の基礎ならびに臨床に関するもので、国内外を含めて未発表のものに限る。
2. 投稿論文の種類は総説、原著、ミニレビュー、症例報告論文、およびその他とし、総説については原則として編集委員会から執筆を依頼したものに限定する。
3. 投稿論文の原稿は和文または英文とし、別に定めた投稿の手引きの最新のものに従うものとする。
4. 全ての投稿論文は、査読を経た上で、編集委員長が最終的に採否を決定する。
5. 本誌の発行は年4回とし、3月28日（1号）、6月28日（2号）、9月28日（3号）および12月28日（4号）を行う。またこれとは別に年2回特別号として春季および秋季学術大会講演抄録集を発行する。
6. 論文投稿の締切日は原則発行の2ヶ月前とする。なお特別号については各学術大会担当校が定めるものとする。
7. 投稿は全て J-STAGE を用いた web 投稿（学会ホームページよりアクセスのこと）に限り、J-STAGE に投稿された日付を以て受付日とする。
8. 論文掲載受理日は、編集委員長から採択可と判定された日とする。
9. 著者による校正は原則として2校までとし、その際には内容や字句の著しい変更、追加、削除などは認めない。
10. 掲載順序は原則受理順とするが、編集委員会で審議決定する。
11. 論文掲載料は日本歯周病学会（以下、本会という）が定めた金額とする。編集委員会より依頼した原稿は、所定の刷り上がりページ数までは原則無料とするが、その適用についてはその都度定める。
12. 論文掲載に当たって、著作物の著作権および複写権は本会に帰属するものとし、そのため本会で定めた著作権譲渡に関する誓約書を論文投稿時に添付しなければならない。
13. 本会は、本誌に掲載された著作物の全部または一部を、ネットワーク媒体を含む媒体に掲載・出版することができる。
14. 発表論文について、倫理委員会規程、利益相反に関する規定、投稿の手引きに定める指針遵守に疑義が生じた場合、倫理委員会もしくは利益相反委員会に報告を行う。
15. 本誌に投稿する筆頭著者は本会会員に限る。ただし、本会から執筆を依頼したものはこの限りでない。
16. この規程にない事項については、別に編集委員会で討議の上決定する。

附則

1. 本規程は編集委員会で審議の上、理事会の議を経て改正することができる。
2. 本規程は平成24年9月23日に全部改正し施行する。なお適用は第55巻第1号からとする。
3. 本規程は平成26年10月19日に一部改正し施行する。なお適用は第58巻1号からとする。
4. 本規程は平成28年10月6日に一部改正し施行する。なお適用は第59巻1号からとする。